

## 食育活動表彰実施要領

全部改正 平成 28 年 10 月 12 日付け 28 消安第 2727 号  
一部改正 平成 29 年 9 月 25 日付け 29 消安第 3023 号  
一部改正 令和 2 年 6 月 25 日付け 2 消安人第 45 号  
一部改正 令和 3 年 4 月 7 日付け 3 消安人第 5 号  
一部改正 令和 4 年 1 月 24 日付け 3 消安人第 223 号  
一部改正 令和 6 年 6 月 4 日付け 6 消安人第 36 号  
一部改正 令和 8 年 3 月 17 日付け 7 消安人第 239 号

消費・安全局長通知

食育推進ボランティア表彰実施要領（平成 28 年 2 月 25 日付け 27 消安第 5515 号）を全部改正し、食育活動表彰実施要領を制定する。

### 第 1 目的

国民運動として食育を推進するためには、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育の推進に取り組む者（以下「食育関係者」という。）による当該取組が全国で幅広く行われることが重要である。

このため、食育関係者を対象として、その功績を称えるとともに、その取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開していくことを目的として表彰を行う。

### 第 2 実施主体

表彰は、食育活動表彰運営事務局（以下「事務局」という。）の協力を得て、農林水産省が主催する。

### 第 3 表彰の部門及び対象者

表彰は、次に掲げる部門ごとに、当該各号に掲げる者を対象として行う。

#### (1) ボランティア部門 次のいずれかに該当する者

- ① 食生活改善推進員（食生活改善推進員の活動について（平成 7 年 6 月 19 日付け健医発第 51 号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）の食生活改善推進員をいう。以下同じ。）及び食生活改善推進員で構成される団体（市区町村を単位とするものを含む。）
- ② ボランティアとして活動している個人又は団体（前号に該当する者を除く。以下「ボランティア団体等」という。）

なお、本部門の対象となる大学（短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専門学校（以下「大学等」という。）の学生又は大学等の学生を主体とする団体のボランティア活動は、授業等の単位とならない活動とする。

#### (2) 教育関係者・事業者部門 次のいずれかに該当する者

- ① 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する機関・団体、教育等に関する職務に従事する者等
- ② 農林漁業者（法人を含む。）、農林漁業者を組合員とする協同組合及び集落営農等農林漁業者グループ

③ 食品製造・販売その他の事業活動に従事する者（前号に該当する者を除く。）

#### 第4 表彰の対象活動

表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであって、概ね3年以上の期間（新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあつては、1年を超える期間）にわたり行われているものを対象として行う。

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動
- (2) 持続可能な食を支える食育を推進する活動
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動
- (4) 学校等での食や農に関する学びの充実
- (5) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (6) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大
- (7) その他食育を推進する活動

#### 第5 表彰の応募

##### 1 応募の方法

推薦（第3の(1)の②に掲げるボランティア団体等及び(2)に掲げる教育関係者・事業者部門にあつては、自薦を含む。）によるものとし、推薦の手続については大臣官房参事官（兼消費・安全局）（以下「参事官」という。）が別に定めるところによるものとする。

##### 2 応募の時期

事務局が別に定める日とする。

#### 第6 審査委員会

1 消費・安全局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる者から構成される審査委員会を開催する。

- (1) 食生活改善に知見のある者
- (2) 教育等関係機関が行う食育に知見のある者
- (3) 農林水産業及び教育に知見のある者
- (4) 企業が行う食育に知見のある者
- (5) デジタル化に対応した食育に知見のある者

2 審査委員会の委員は局長が委嘱することとし、委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選により選任する。

3 審査委員会は、事務局が取りまとめた応募書類及び添付書類について、別紙審査基準に基づき、厳正な審査を行い、受賞候補者を選定する。

4 委員長は、受賞候補者を選定したときは、局長に報告する。

#### 第7 表彰を受ける者の決定

局長は、第6の4の規定により委員長が報告した受賞候補者の中から、食育を推進する取組の実態を確認した上で、表彰を受ける者を決定する。

## 第8 表彰者

表彰は、農林水産大臣、局長及び委員長が行う。

## 第9 表彰の件数

- 1 第3に掲げる各部門の各号ごとに、特に優れた取組に農林水産大臣賞1点以内、優れた取組に局長賞2点以内を授与する。
- 2 1のほか、審査委員会が特に必要と認めた場合に限り、第3に掲げる各部門各号の区分にかかわらず、優れた取組に局長賞5点以内を授与することができる。
- 3 審査委員会が必要と認めた場合に限り、第3に掲げる各部門各号の区分にかかわらず、特色ある取組に審査委員特別賞5点以内を授与することができる。

## 第10 表彰の回数

表彰は、毎年度1回行うものとする。

## 第11 表彰の対象となる取組の内容のとりまとめ

消費・安全局消費者行政・食育課（以下「担当課」という。）は、受賞者が食育を推進する取組を実践するに至った経緯、当該取組の概要及びその効果を取りまとめるものとする。

## 第12 庶務

この表彰に係る庶務は、担当課が事務局と協力して行う。

## 第13 その他

この要領に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、参事官が別に定めるものとする。

## 審査基準

審査項目		審査の視点
先進性	食育の推進に資する新しい活動であること。	・参加者の関心を高め、新規参加者やリピーターの増加につながる活動であるか。
継続性	計画的かつ定期的を実施されている活動であって、継続性が見込まれるもの。	・年間に一定回数以上の取組が行われているか。 ・今後の取組の展開方向について、具体的計画があるか。
有効性	活動の対象者の特性(年代、ライフステージ等)に応じた活動であること。	・年代やライフステージに応じた取組であり、取組対象者にとってわかりやすいテキストや内容となっているか。 ・効果的な取組となるように工夫(時間や場所等の参加しやすさ、関心分野を考慮した取組内容、オンラインの活用等)されているか。
波及性	波及効果が大きいと見込まれる活動であること。	・取組対象が、組織内だけに限定されず、開かれた活動であるか。 ・波及効果が見込まれる広範囲な情報発信を行っているか。 ・組織外の団体等と連携した活動であるか。
実践性	単なる周知・啓発にとどまらず、活動の対象者の行動につながる実践的な活動であること。	・活動の重点テーマが(1)～(7)のいずれか又は複数に該当し、対象の行動につながるものであるか。  (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動 (2)持続可能な食を支える食育を推進する活動 (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動 (4)学校等での食や農に関する学びの充実 (5)健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進 (6)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大 (7)その他食育を推進する活動